

報道資料

函 環 推

令和 8 年(2026年) 3 月 16 日

報道機関各位

環境部環境推進課長

令和 8 年度家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付事業に係る
取材および報道について（依頼）

このことについて、本市では家庭から排出される生ごみの減量化・
再資源化を促進することを目的とし、その減量手段の 1 つである家庭用
電動生ごみ処理機を市民に普及するため、今年度におきましても標記補
助事業を実施することといたしました。

つきましては、本補助事業を広く市民に周知いたしたく、取材・報
道方、よろしくお願ひいたします。

記

1 添付資料

- (1) 「函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金」チラシ
- (2) 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

減量・美化担当
佐々木
TEL:85-8238

購入価格(税抜)の2分の1
(上限額20,000円)

函館市 家庭用電動生ごみ処理機 購入費補助金



■ 条 件

- ・ 市内に在住していること
- ・ **生ごみ処理機の購入前に申請書を提出**すること。
- ・ 処理機を市内の販売店（インターネット購入を除く）で購入すること。

など

■ 補助金交付までの流れ

①申請書類の提出

申請書類に必要事項をご記入の上、本人確認書類と併せてご提出ください。

書類は環境部の窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

②処理機の購入

補助金の交付決定通知書が届きましたら、処理機を購入してください。

△申請の前に処理機を購入すると補助金の対象外となります。

△**領収証の原本は大切に保管**しておいてください。

③報告書の提出

購入した処理機や購入金額などを記載した報告書と処理機の写真をご提出ください。

書類を審査した後、ご指定の銀行口座に補助金の振込みを行います。



函館市環境部環境推進課

〒040-0034

函館市大森町21番12号 シャトー大森 1階

TEL : 0138-85-8238

Mail : kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

詳しくは市のホームページをご覧ください



函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、一般廃棄物の持続的な適正処理と循環型社会の形成に資するため、一般家庭において生ごみの減量、堆肥化等を行う市民を支援し、家庭から排出される一般廃棄物を減量することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において家庭用電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、その中に入れた生ごみを電力により処理する構造の機械で、冬期間においても使用が可能である乾燥式（炭化式を含む）、微生物分解式（消滅式を含む）その他の方式のものをいう。ただし、ディスポーザーについては、該当しないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している個人であること。
- (2) 購入した処理機を自ら自宅で家庭用として生ごみの処理に使用し、適正に維持管理できること。
- (3) 処理機を市内の販売店（インターネット購入を除く）で購入すること。
- (4) 過去3年間に、本人およびその世帯員が、本制度の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 処理機の使用状況について、後日、アンケート等に協力できること。

(補助金の額および補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は処理機の購入費用とし、補助額は、処理機1台につき20,000円を上限に、購入価格の消費税および地方消費税相当額を除く本体価格の2分の1以下の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象とする処理機の数量は、1世帯につき1台とする。

(交付の申請および交付の決定の通知)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付することと決定したときは第2号様式の通知書により、交付しないことと決定したときは第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定後に申請の内容を変更する場合または購入を取り止めしようとする場合は、第4号様式の申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは第5号様式の通知書により、承認しないときは第6号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(処理機の購入)

第8条 交付決定通知書により通知を受けた者は、交付決定通知書の定める有効期限内に市内の処理機を販売する店舗において処理機を購入するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、別記第7号様式の実績報告書に下記の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等原本(販売日、領収書名義(本人)、製品名または型番、金額、販売店名が記載されたもの)

(2) 銀行口座確認書類

(3) 購入した家庭用電動生ごみ処理機の写真(開封前および使用している様子がわかるもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する領収書等原本に記載されている金額について、設置料金配送料など、家庭用電動生ごみ処理機以外の金額が含まれている場合は、それらの内訳が記載されていることを要する。

(補助金の額の確定および交付)

第10条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その額を別記第8号様式により交付

決定を受けた者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の交付の取消しおよび返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受け、または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

郵便番号

住 所

申請者 ふりがな

氏 名

電話番号 ()

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

上記の補助対象事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

購入する家庭用電動生ごみ処理機

メーカー名	
製品名・型番	

注1 補助金交付決定後に指定した日までに購入したものが補助対象となります。購入後の交付申請はできません。

補助金の額は、購入価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の2分の1です。

ただし、100円未満は切り捨て、20,000円を限度とします。

また、処理機の購入は、市内の店舗（インターネット不可）に限ります。

注2 補助金の交付が決定した場合は、後日アンケートにご協力いただきます。

《添付書類》

氏名・住所確認書類（免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、住民票等の写し）

別記第2号様式（第6条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

函 環 推

年（20 年） 月 日

住所

氏名 様

函 館 市 長 印

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業に係る補助金等の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助台数 1台

2 補助金額 購入価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、20,000円を限度とします。

3 注意事項

(1) この通知書により、家庭用電動生ごみ処理機を購入できる期限は、
年（20 年） 月 日（領収書等の発行日）です。

必ずこの期間内に市内の販売店（インターネット購入不可）で購入してください。

下記の5つの必要項目が記載された領収書等を、販売店より受領してください。

①購入日 ②購入者名（申請者本人） ③製品名または型番 ④金額 ⑤販売店名

※金額について

○設置料金や配送料など、家庭用電動生ごみ処理機以外の金額が含まれている場合は、内訳の記載が必要です。

○領収書に税込み金額しか書かれていない場合、実績報告書に記載が必要な税抜き金額はご自身で計算してください。

○ポイント等の還元分での支払い額は、補助の対象外です。

○一般的な相場と異なる価格で購入した場合は、補助金の交付の取消または返還となる場合があります。

- (2) この通知書により購入できる期限が切れたとき、または購入を中止したときは、必ず下記に連絡してください。
- (3) 家庭用電動生ごみ処理機の購入後は、購入日から起算して30日以内に、別記第7号様式の実績報告書に必要な書類を添付し提出してください。

函館市環境部環境推進課（電話85－8238）

別記第3号様式（第6条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書

函 環 推

年（20 年） 月 日

住所

氏名

様

函 館 市 長 印

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理由

別記第4号様式（第7条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金申請内容（変更・取り下げ）
承認申請書

年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日函環推をもって補助金の交付の決定を受けた上記補助事業
について、次のとおり申請内容の（変更・取り下げ）をしたいので、申請します。

変更事項 ※取り下げの場合は、 「取り下げ」と記載		
変更 内 容	変更前	
	変更後	
(変更・取り下げ) 理 由		

別記第5号様式（第7条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金申請内容（変更・取り下げ）
承認通知書

函 環 推

年（20 年） 月 日

住所

氏名

様

函 館 市 長 印

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業の申請内容変更等については、申請のとおり承認したので通知します。

別記第6号様式（第7条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金申請内容（変更・取り下げ）
不承認通知書

函 環 推

年（20 年） 月 日

住所

氏名

様

函 館 市 長 印

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日付で申請のあった上記の補助事業の申請内容変更については、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

理由

別記第7号様式（第9条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金実績報告書

年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日函環推をもって補助金の交付の決定を受けた上記補助事業は、
年 月 日*購入（完了）したので、関係書類を添えて報告します。

※領収書等の発行日

1 購入した家庭用電動生ごみ処理機

メーカー名	
製品名・型番	

2 補助事業に要する経費

金 円

※購入価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

（ 参考
補助金 円相当
※購入価格の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨てる。）。
ただし、20,000円を限度とし、計算した額を記入してください。）

3 補助金の振込先

振込先金融機関						預金 種目
(金融機関名称)		(本・支店名)		(店番号)		
						普通
口座番号（7桁）						

※通帳の名義人は申請者と同一人物としてください。

※裏面も記入してください。

- 4 アンケート調査への協力（アンケート調査は後日実施します。）
メールでの受信が可能な方はアドレスを記入してください。

メールアドレス	
---------	--

《添付書類》

- ①領収書等原本（販売日，領収書名義（本人），製品名または型番，金額※，
販売店名が記載されたもの）

※金額

- 設置料金や配送料など，家庭用電動生ごみ処理機以外の金額が含まれている場合は，内訳の記載が必要です。
 - 領収書に税込み金額しか書かれていない場合，実績報告書に記載が必要な税抜き金額はご自身で計算してください。
 - ポイント等の還元分での支払い額は，補助の対象外です。
- ②銀行口座確認書類（通帳の写し等）
- ③購入した家庭用電動生ごみ処理機の開封前および使用している様子の写真

別記第8号様式（第10条関係）

函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付額確定通知書

函 環 推
年（20 年） 月 日

住所

氏名

様

函 館 市 長 印

補助事業等の名称 函館市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金

年 月 日 付けで補助金交付決定を通知した上記補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 確定した補助金の額

金 円

（補助対象経費 金 円）